

館市農業委員会だより

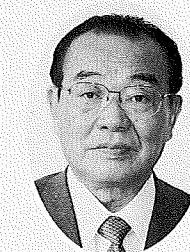
●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19
☎20186-43-7129



札幌市立新川西中学校の生徒たちによる古代米の田植え（根下戸）

あけましておめでとうございます。

おります。



大館市農業委員会

会長 虹川 喜正

さて、昨年は、低温・日照不足に加え、記録的な集中豪雨、猛暑に見舞われ、収穫量の減少、品質低下、米価の下落と三重苦の年でありました。

加えて、政府においては、唐突に環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加検討を打ち出しました。

関税撤廃を原則とするTPPに参加した場合、国内農業生産の大大幅な減少や食料自給率の低下が避けられないことから、交渉には参加しないよう第五回秋田県農業委員大会において決議したところです。

昨年三月三十日に閣議決定された新「食料・農業・農村基本計画」においては、十年後の食料自給率を五十パーセントとすることや、戸別所得補償制度の導入、農林業の次産業化の推進、食の安全の確保、食と農の結びつきの強化等を唱えて

しかし、米価の大幅な下落、過剰米対策、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、農地の多目的機能の減退など山積している深刻な諸問題への具体的な対応策は未だ見えてこない状況にあります。

このままTPPに参加すれば、日本農業は壊滅的な打撃を受け、最悪の場合、消滅するのではないかと危惧されており、TPP参加は阻止しなければならないものと考えております。

このような中、私たち農業委員は、農業者の公的代表機関として、農村現場の声に基づきながら、農業振興施策上の諸課題について、積極的に対応し、時代の変化に即した大館市農業の発展に努めるべく、微力ながら頑張る所存であります。

皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶いたします。

農家経営安定のための支援を要請



小畠市長に建議書を手渡す虻川会長

建議書を提出

昨年十一月十七日、平成二十三年度大館市農業施策の推進に当たって要望事項を集約した建議書を農業委員会等に関する法律第六条の規定に基づき、虻川会長が市長に提出しました。

渡邊会長職務代理者が内容を説明した後、市長と農業委員による意見交換を行い、委員からは建議書をもとに現場の代表者として意見が話されました。特に会長から「現

状のままでは日本の農業が壊滅してしまうのではないかと憂慮している」と述べたところ、市長からは「国の政策や制度に振り回されることなく、大館市としてやれること

平成23年度建議の要旨

1 農政の課題について

- 戸別所得補償モデル対策交付金の早期支払いと過剰米の解消について、国・県へ強く働きかけていただきたい。
- 国の施策の変化に左右されることなく、集落営農組織への継続的な支援をお願いしたい。
- 地域農業の担い手である認定農業者が安心して生活できる環境づくりをお願いしたい。
- 農作業の効率化の観点から、担い手への農地の面的集積は不可欠であり、関係機関と連携を強化して取り組んでいただきたい。
- 農業への壊滅的な打撃が予想される環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)には、参加しないよう、国へ強く働きかけていただきたい。

2 農業振興施策について

- 安定した農業経営のため、複合経営農モデル等のビジョンを示すとともに、重点作物への支援を継続していただきたい。
- 戸別所得補償制度の安定的な維持と、地域の実情を反映するなどの必要な改善について、国に対し働きかけをお願いしたい。

3 農村振興施策について

- 遊休農地の発生防止や解消のため、飼料用米などの新規需要米への補助金など、市独自の補助制度拡充をお願いしたい。
- 国の予算の大幅削減により、圃場整備などの農業生産基盤整備事業に支障が生ずるおそれがあるため、特段の配慮をお願いしたい。
- 中山間地域等直接支払制度の法制化と農地・水・環境保全向上対策の24年度以降の延長について、国に対し働きかけをお願いしたい。
- 後継者対策の推進のため、若者に魅力のある農業モデルの提示や、新規就農への支援をお願いしたい。

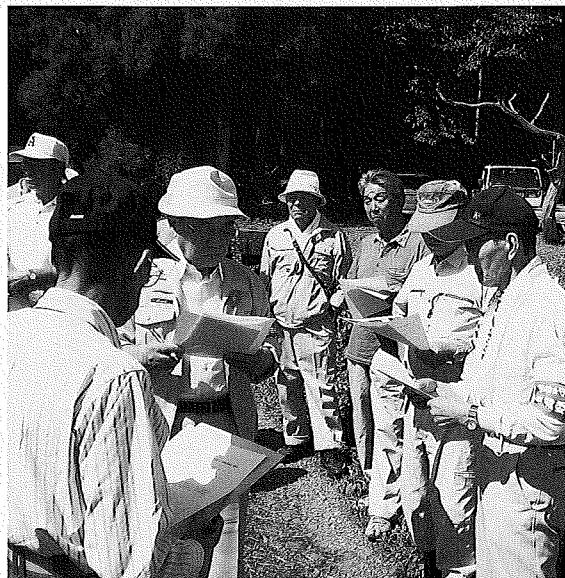
4 農地法等の改正による農業委員会業務の増大について

- 昨年の農地法改正により、農業委員会が果たすべき役割が質、量ともに増大しており、予算確保と体制の整備強化をお願いしたい。

状のままでは日本の農業が壊滅してしまうのではないかと憂慮している」と述べたところ、市長からは「国の政策や制度に振り回されることなく、大館市としてやれること」などの方針が示されました。

また、今回は建議書の要があると考へて、私も農業委員の皆さんと全く考えを一にしており、歩みをそろえたいと思う。議長に対して行い、農家提出と合わせ、「稲作農家の経営安定に関する緊急要請」を市長と市議会議長に対し、農家への支援を要請しました。

守ろう 優良農地 遊休農地対策の取り組み



▲大館地域の農地パトロール（重点地域）
9月9日実施（花岡土目内）

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、市内においても耕作されなくなった遊休農地が増加しています。遊休農地は雑草の繁茂により病害虫の発生等の問題を引き起こし、周辺の農地に迷惑をかけるばかりでなく、農地はいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地への復旧には多大な労力と費用を要することになります。地域の優良な農地をみんなで守つていきましょう。農業委員会では関係機関と連携を図りながら遊休農地発生の防止や解消のための活動に取り組んでいます。

農地パトロールを実施

一昨年の農地法の改正を踏まえ、農業委員会でパトロール月間として定め、市内の農地の利用状況を調査する農地パト

ロールを実施しました。八月二十七日に推進会議を開催して実施方法等について意思統一を図り、九月九日、十日に重点地域を、十月二十日から三十一日にその他の地域の農地の利用状況を調査しました。

調査結果を踏まえ、十二月十七日に報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応等について検討を行いました。今後、必要に応じて是正指導等を実施する予定です。

基盤整備が行われているなど集団化された優良農地の一角にあり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れのある遊休農地や、農地として早急に活用することが望ましい遊休農地などについて、指導を行うこととしています。

遊休農地の発生を防止し、優良農地として活用または管理・保全していくため、みなさんのご理

解とご協力を願いします。
遊休農地への指導を行います。

農地パトロールの結果、遊休農地が確認された場合、その結果を所有者等に伝えるとともに、耕作の再開等についての意向を確認します。

意向の内容によっては、指導を行います。自ら耕作を行うことが困難な場合には、地元の農業者等への貸付のあつせんを図ります。その遊休農地を利用する者が確保されるまでは、草刈等の適切な維持管理をお願いします。指導後、相当期間耕作の再開が認められない場合は、農地法第三十二条の規定に基づいて是正指導が行われることになります。

認定農業者等へ遊休農地をあつせん

農業委員会では、市耕作放棄地対策協議会の一員として関係機関と連携を取り、市農業公社から提供された田代・比内の両地域の遊休農地情報を活用し、農地所有者の同意を得て認定農業者等地域の担い手の方に、農地のあつせん活動を行いました。

遊休農地については、土地条件等が厳しいこともあります。規模拡大を希望している受け手側の認定農業者等と条件面でなかなか折り合わないこともありましたが、少しでも遊休農地を解消したいとの思いで取り組んでいます。

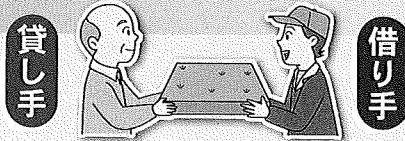
平成22年11月現在、田代地域で約9ヘクタール、比内地域で約5ヘクタールの遊休農地が農業委員会の手続きを経て利用権設定や所有権移転等により担い手の農家に集積され、その解消が図られる見込みです。来年度以降は、この取り組みを大館地域に拡大していく予定です。

手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の二つの方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借



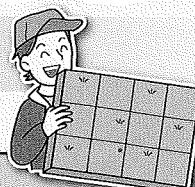
項目	内 容
要 件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手 続 き	手続きには、次の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・貸し人の印鑑証明書、実印 ・借り人の住民票の写し、認印
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にしていただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項目	内 容
要 件	・借り受ける方は $\left\{ \begin{array}{l} \text{概ね年齢が65歳以下} \\ \text{耕作面積が1.8ha以上(新規借入分を含む)} \end{array} \right\}$ であることが必要です。
手 続 き	・両者の印鑑(認印)のみで手続きできます。
契約期間	・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にしていただき、両者で協議して決定して下さい。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。



項目	内 容
要 件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手 続 き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・売渡人の印鑑証明書、実印 ・買受人の住民票の写し、認印

※ 農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、左ページの転用許可を受ける必要があります。

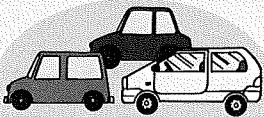
こんなときは…

農地を転用したい

たとえば…



農地に工場を建設したい



農地を駐車場にしたい



農地に住宅を建てたい

こんな場合には
転用許可
が必要です!

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に
売渡し、あるいは貸付けるなど権利の移転、
設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けないで転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けないで行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用（例：農地への不法投棄など）を見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地関係の申請手続きは、毎月20日までに

農地法の申請手続き（農地としての権利移動、転用、非農地証明、賃貸借の合意解約）等については、毎月20日（休日の場合は前開庁日）までに受付した申請を翌月上旬の総会で審議しております。転用については許可がおりるまで最短で40日程度かかることから、お急ぎの際は早めに相談、申請されることをお薦めします。

また、転用の目的によって必要書類が異なりますので、転用しようとするときは、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

なお、1月のみ締切が1週間程度早まります（平成23年1月は14日が締切です。）ので、ご注意願います。

農業委員会へのお問い合わせは、電話**43-7129**まで

農業委員の任務分担

(平成22年7月20日～平成23年7月19日)

会長 虹川喜正(公選・櫃崎) 会長職務代理者 渡邊久雄(公選・五日市)

総務小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の審査 農業委員会だよりの発行と農家意向調査 農政の推進に関する意見の公表と建議 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会の活動と事業計画 農政情報の提供と農政課題に対する諮詢と答申
	◎糸屋由衛門(公選・中山) 石代博(公選・長走) 石田のぶ子(学識・大下町) 高橋宏(公選・繫沢) 北村鉄正(公選・味噌内下)	○伊藤昇(公選・小館花) 畠山薰(公選・曲田) 高松忠芳(農協・浦山) 佐藤光明(公選・出口2) 渡辺修作(公選・大茂内)
農業振興小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 稲の作柄調査の実施 農作業標準賃金の策定 経営知識普及、簿記、指導事業 優良農地の確保と有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金事業の推進 農業の担い手と法人化などの組織育成活動
	◎山内俊幹(公選・中羽立) 村上隆(公選・塞の神) 高橋清(公選・水沢) 齋藤一子(公選・田の沢) 菅原久隆(公選・羽立) 伊藤敬子(学識・二ツ森)	○角田利秋(公選・大下町) 畠山豊実(公選・別所) 芳賀佐助(公選・比内前田) 岸喜一(公選・笛館) 長崎祥悦郎(改良区・立花1区)
農地調整小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 農地法(農地の売買、集積、あっせん、転用等)関係業務 競公壳適格証明書交付申請の審査と処理 耕作放棄や遊休農地の調査と解消対策 	<ul style="list-style-type: none"> 耕作証明書の発行 農地紛争の処理 現況非農地証明書の交付及び処理
	◎田村光弘(公選・沢尻) 畠山米蔵(公選・松峰) 木次谷和明(共済・葛原) 安部幸美(公選・餅田2区) 小丹波潔(公選・独鈷) 三浦昭男(公選・商人留)	○浅利重博(公選・赤坂) 菅原和久(公選・釣田) 田畑宗秋(公選・小坪川原) 畠山博実(学識・松峰) 佐々木定俊(公選・茂屋)

【◎は委員長、○は副委員長】

農業委員の交代について

共済選出の農業委員が昨年6月1日より、羽澤與三郎委員から、木次谷和明委員に交代しました。羽澤委員には平成19年6月から3年間勤めていただいたことに感謝申し上げます。木次谷委員の就任に当たっての抱負は、右のとおりです。

木次谷和明(共済・葛原)



今、農業情勢が大変厳しい中、政策が猫の目のように変化しています。共済組合もその中にあって合併等、いろいろな問題がありますが、農業委員会と共に協力して農家のために何ができるか考えて行動していきたいと思います。

ライフステージによって支払額を変えてみでは?

農業者年金は、経営や家計によって保険料を見直したり、

脱退や再加入をしたりすることが可能です。

農業で働く人のライフステージに寄り添った年金です。

20代

20代のメリットは少ない保険料でも長期にわたり支払えるため、結局はかなりの額を積み立てられる点です。老後なんてまだ先と思うかもしれませんが、20代から農業者年金に加入しておくと、やがては大きな財産になります。30代、40代は何かとお金のかかる世代ですから、「今のうち」ということもいえるのではないでしょうか。

50代

経営が安定期に入ると、頭を悩ますのは税金のことではないでしょうか。節税効果の高い農業者年金は民間の年金保険に比べると、はるかに有利な節税効果を見込めます。また、のんびりやっていきたいという場合には、脱退することも自由です。それまで支払ってきた保険料は、65歳から受給することができます。

30代

結婚をしているなら、自分のことだけではなく、パートナーの将来についてもきちんと考えていくことが必要でしょう。年間60日以上農業に従事しているなら、いろいろな点で有利な農業者年金に加入できます。また、35歳未満の認定農業者等の場合、保険料の国庫補助の中でも、もっとも有利な条件となる半額の補助（2万円のうち1万円）を受けることができます。

40代

子育て真っ最中の家庭では、家計が大変かもしれません。農業者年金保険料を1,000円単位で設定でき、いつでも保険料の見直しができます。そのときの経営状況に合わせることが可能なのです。経営が波に乗っているなら、高額の保険料を設定し、この時代に老後のたくわえを固めておくというのも手です。



農業者年金を受給し続けるために

○やり直しで、加算つきへ

昭和60年4月1日以降に経営移譲年金の受給権が発生した方のうち、サラリーマン後継者に経営移譲した方で、後継者から農地の返還を受けて、再度、要件を満たす第三者に適格な経営移譲のやり直しを行った場合、加算付き経営移譲年金を受給できます。

○農地の返還を受けたら

経営移譲年金を受給している方が、経営移譲した農地の返還を受けたり、新たに農地の権利を取得、農地転用を行ったときに、そのままにしておけば例外を除き経営移譲年金は支給停止となります。支給停止にならないためには、適格な処分が必要です。

経営移譲年金受給者が、農地等の権利を動かす場合は、農業委員会へご相談ください。TEL 43-7129

大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成22年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における、賃借料水準（10a当たり）は次のとおりとなっていますので、賃借の際の参考としてください。

【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
大館地域	大館	11,076円	16,000円	3,900円
	糸迦内	10,062円	16,000円	4,500円
	長木	11,590円	16,000円	4,500円
	上川沿	11,209円	18,374円	6,200円
	下川沿	16,493円	25,000円	5,426円
	真中	13,816円	20,000円	9,000円
	二井田	12,693円	20,000円	4,500円
	十二所	12,451円	20,000円	3,645円
	花矢	8,833円	15,000円	2,790円
	比内地域	10,875円	18,450円	4,500円
	田代地域	11,284円	18,000円	4,500円
市全域平均額		11,853円		3,908

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	9,489円	15,000円	3,000円	15

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 物納の場合、米60kg当たり9,000円で算定しています。

全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ

購読料：月600円（送料とも）

購読の申し込みは農業委員会事務局
電話 43-7129まで

農家相談デー開催

農地に関するご相談について地元の農業委員が応じます。

相談日	時間
1月7日（金）	9時～12時
1月26日（水）	9時～12時
3月4日（金）	9時～12時

会場 農業委員会事務局

旧大館地区的各地区公民館、
比内・田代総合支所

内容

- ・農地を売買したい、賃借したい。
- ・農地を転用したい。
- ・親から子へ農地を贈与したい。
- ・農業者年金をもらいたい。
- ・集落営農について知りたい。
- ・不耕作地で迷惑している。